

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8 月26日
【届出者の氏名又は名称】	A G 2 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アスパラントグループ株式会社 代表取締役 中村 彰利
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目23番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目23番 1 号
【電話番号】	03-3568-2572
【事務連絡者氏名】	A G 2 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アスパラントグループ株式会社 プリンシパル 浜田 康彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	A G 2 号投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂二丁目23番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、A G 2 号投資事業有限責任組合を指します。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社さが美を指します。

(注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 6) 本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年8月18日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者の無限責任組合員であるアスパラントグループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項及び第5項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出の受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、公開買付者は、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

アスパラントグループは、平成28年8月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成28年9月16日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に関し、（ ）アスパラントグループが、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、（ ）措置期間が満了しない場合、又は、（ ）アスパラントグループが独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者の無限責任組員であるアスパラントグループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項及び第5項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならない（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出の受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、公開買付者は、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

アスパラントグループは、平成28年8月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されておりましたが、本株式取得に関しては、アスパラントグループは、公正取引委員会から平成28年8月24日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を平成28年8月25日に受領したため、平成28年8月24日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から7日間に短縮する旨の平成28年8月24日付「禁止期間の短縮の通知書」を平成28年8月25日に受領したため、平成28年8月24日をもって取得禁止期間が終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付	平成28年8月24日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）
許可等の番号	公経企第572号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付	平成28年8月24日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）
許可等の番号	公経企第573号（禁止期間の短縮の通知書の番号）